

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	令和4年1月17日 14時07分ごろ
発生場所	阪神港大阪第4区 大阪南港沖防波堤灯台から真方位033° 1,780m付近 (概位 北緯34° 37.5′ 東経135° 25.9′)
事故の概要	引船 <sup>ひで</sup> 秀丸は、はしけ <sup>りゅうえい</sup> 隆栄丸をえい航して航行中、隆栄丸が護岸に衝突した。
事故調査の経過	令和4年2月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 秀丸、19トン 260-36356大阪、新興海運有限会社 B はしけ 隆栄丸、642トン 500053、中央港運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷船首部に擦過傷 護岸 圧壊及び転落防止手摺りに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 大阪府大阪市には、1月17日13時24分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、約40～50mのえい航索でB船を接続し、全長約100mとなった引船列を構成して阪神港大阪第4区の南港運河を西南西進中、南港大橋の航過前に姿勢制御を目的に右転操作を行った際、回頭惰力に加えて折からの南西風がB船に作用して船首が右方に流され、B船の左舷船首部が南港運河の護岸突出部に衝突した。 船長は、強風注意報が発表されている状況下でも本事故発生海域で風の影響を強く受けた経験が今までになく、ふだんと同じ操船を行っていたと本事故後に思った。
分析	A船は、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、南港運河を西南西進中、船長Aが、南港大橋の航過前に姿勢制御を目的に右転操作を行った際、本事故発生海域で風の影響を強く受けた経験が今までになく、ふだんと同じ操船を行ったところ、回頭惰力に加えて折からの南西風がB船に作用して船首が右方に圧流されたことから、B船の

	左舷船首部が南港運河の護岸突出部に衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、南港運河を西南西進中、船長Aが、南港大橋の航過前に姿勢制御を目的に右転操作を行った際、本事故発生海域で風の影響を強く受けた経験が今までになく、ふだんと同じ操船を行ったところ、回頭惰力に加えて折からの南西風がB船に作用して右方に圧流されたため、B船の左舷船首部が南港運河の護岸突出部に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、強風及び波浪注意報が発表され、かつ水路などの可航幅が狭いところでは、風の影響及びえい航物件の振れを考慮し、運河を安全に通過できる転針操作を行うこと。</li> </ul>